第1回定例会 議案審議

規約の変更

◆長野広域連合規約の変更

高齢者福祉施設の運営が社会福祉法人に移管されていることから、令和8年度から令和12年度までの広域計画の策定にあたり、規約の一部を変更するもの。

条例改正

◆坂城町手話言語条例の制定

聴覚障がいのある人もない人も、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、意思疎通ができる共生社会の実現を目指すため制定する。

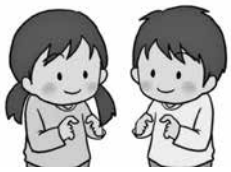

◆坂城町積立基金条例の一部改正

県が8年度から、長野県宿泊税を財源とする市町村交付金の交付を開始することから、交付金を積み立て、観光振興事業に活用できる基金を設置するため、宿泊税交付金基金を新たに加える改正を行う。

◆坂城町福祉医療費給付金条例の一部改正

県が、福祉医療費の精神障がい者及び精神通院自立支援医療費給付者の精神疾患に関する入院に係る療養給付費を除外し支給範囲を拡充するため、町も同様に拡充する改正を行う。

◆坂城町国民健康保険税条例の一部改正

令和8年度に開始される子ども・子育て支援金制度に伴い、改正を行う。

【内容】

子ども・子育て支援金として　新たに所得割は100分の0・22、均等割は700円、平等割は800円をそれぞれ課税する。

少子化対策として、18歳未満のこどもに係る支援金の均等割の10割軽減の措置を講じる。国民健康保険基金を活用し税負担を一定程度に抑え、医療分・支援分・介護分の税率は据え置く。

◆坂城町介護保険条例の一部改正

令和7年度税制改正に伴い、8年度は課税の判定となる7年度住民税非課税者に対し、介護保険料の影響分を減免するため、特例規程を定める改正を行う。

◆坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正

固定資産税の課税が免除されるための「総務省令に規定する対象施設」の設置期限を、「令和10年3月31日まで」に延長する改正を行う。

◆坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正により、損害補償の額の算定の基礎となる「補償基礎額」と「扶養に係る補償基礎額の加算額」を改定する改正を行う。

令和7年度 一般会計補正予算（主なもの）

◆第9号補正額　2億1,785万円

歳入

○町税	4億 100万円
○地方消費税交付金	8,171万円
○地方交付税	1億3,945万円
○児童手当負担金などの国庫支出金	△5,327万円
○財政調整基金からの繰入金	△3億1,904万円
○町債	△2,490万円

歳出

○障がい児通所等支援事業	260万円
○中小企業対策事業	785万円
○減債基金への積立金	1,931万円
○保健福祉等複合施設整備基金への積立金	4億5,026万円
○総務一般経費	△2,779万円
○児童手当	△4,391万円
○A01号線道路改良事業	△2,658万円

主に、歳入、最終全般にわたる事務事業の清算に伴う補正

人事（敬称略）

■人権擁護委員（任期3年）

田原（たはら）　茂樹（しげき）（大宮）　再任